

退避区画の概要及び退避区画を用いた退避・避難のイメージ

○直通階段が一つの建築物の安全性向上に向けては、原則、既存の直通階段から離れた位置に直通階段又は避難上有効なバルコニーを設置することが重要である。他方、これらの改修が現実的に困難な場合は、避難器具を用いた避難や消防隊による救助までの一時的な退避が可能なスペース(退避区画)を設置することが有効である。

■居室退避型 ⇒居室単位で区画

<退避区画を構成する戸>

- ・ 不燃材料で造り、又は覆われたもの/10分間防火設備
- ・ 遮煙性能を有するもの
- ・ 常時閉鎖式又は煙感知器連動の随時閉鎖式
- ・ 開放後に自動で閉鎖するもの

※退避区画に隣接する室が火気使用室に該当する場合には、法第2条第九号の二に規定する防火設備(20分間の遮炎性能を有するもの)に限る。

<開口部>

- ・ 外部からの救助が可能で、人が乗り出せる大きさのもの
- ・ 避難器具を設置

<退避区画を構成する間仕切壁> ※垂れ壁は不可

- ・ 準耐火構造であるもの又は石膏ボード等の不燃材料で造り、若しくは覆われたもの
- ・ 間仕切壁を原則小屋裏又は天井裏まで達せしめること
- ・ 区画貫通処理をしたもの

■水平避難型 ⇒廊下を一定間隔毎に区画

<退避区画を構成する壁>

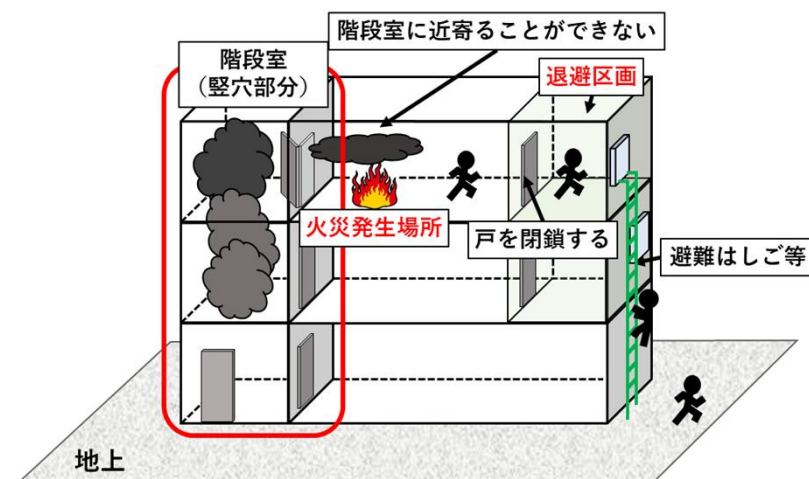
<退避区画を構成する戸>

<開口部>

※壁、戸、開口部の要求性能・仕様は居室退避型と同様

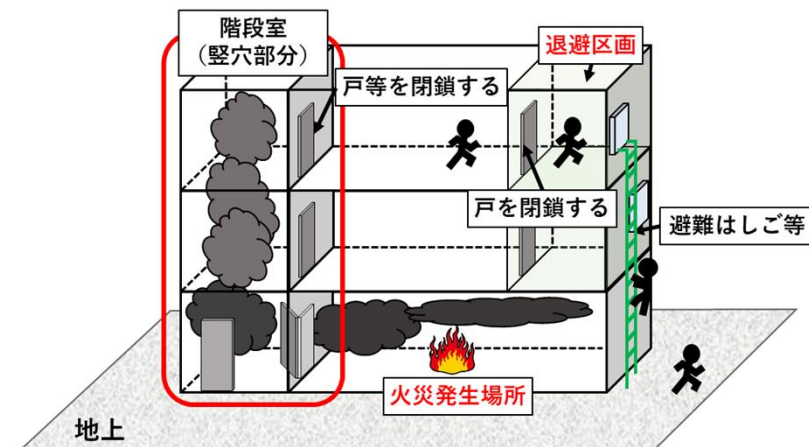
■退避区画を用いた退避・避難のイメージ

<①出火階において退避を行う場合>



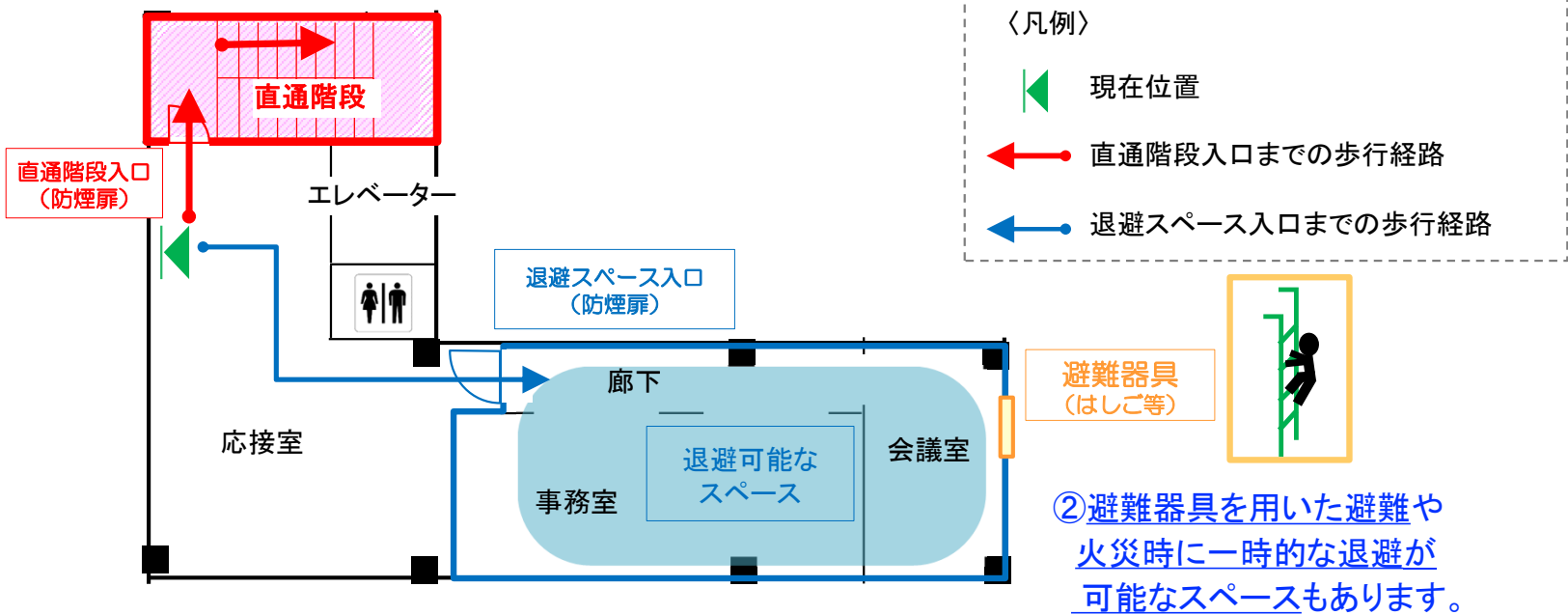
<②出火階より上階において退避を行う場合>

⇒煙の流入を防ぐため、可能な場合は階段室の戸等を閉鎖してから退避する。



○階 避難・退避経路図

①火災時には速やかに階段から避難しましょう。



表示日	令和○年 ○月 ○日
表示確認者氏名	(例①: 建築士 ○○ ○○) (例②: 防火管理者 ○○ ○○)

※当該表示方法は、視覚障害者や外国人など各建築物の利用者特性を踏まえ工夫されたものとすることが望ましい。
※改修工事等により間仕切壁・防煙扉等の位置に変更が生じた場合にあっては、当該表示内容を更新すること。